

危険物施設の風水害対策について

危険物施設を保有する事業所の皆様へ

近年、台風や梅雨前線等の影響による多量の降雨があり、全国で洪水や土砂災害等が発生し、危険物施設が風水害の被害を受ける事例が増えています。

危険物施設が風水害の被害を受けると、危険物の流出、火災や爆発など、周辺地域に大きな影響を及ぼします。そのため、いざという時のために、平時から台風等の風水害に備えておくことが重要となります。

この度、消防庁から風水害の災害リスクに応じて迅速かつ的確な応急対策が確保されるよう「危険物施設の風水害対策ガイドライン」が出されました。

つきましては、ガイドラインに基づき、各事業所で改めて風水害対策についてご検討ください。

【事故事例】

令和元年 8 月の九州地方を中心とした豪雨では、河川氾濫の影響で佐賀県の工場から大量の油が流出し、周辺地域に滞留する事故が発生しました。

流出した油の除去は困難を極め、多くの方が除去作業にあたりました。また、住宅や農作物等にも影響を与え甚大な被害をもたらしました。

【風水害対策の 3 つのポイント】

1. 平時からの事前の備え
2. 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策
3. 天候回復後の点検・復旧



※ハザードマップをチェックし、所有する危険物施設が浸水想定区域や土砂災害区域等に該当した場合、施設形態に応じて、必要な対策を講じる必要があります。

※ハザードマップについては、各市町村等において公表がありますので、ご確認ください。

「危険物施設風水害対策ガイドライン」・「形態別ポイント及びチェックリスト」

- ・ 危険物施設の風水害対策ガイドラインについて（令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 86 号）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327_kiho_86.pdf

※危険物施設の形態別のポイント及びチェックリストについては、ガイドライン中の

別紙1から別紙12のとおり整理されています。各事業所においてはこれらを風水害対策の参考としてください。

参考ホームページ

○総務省消防庁からの通知等

- ・ ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について
(令和元年9月20日付け消防危第143号)
(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/b738d1eb91c33172eae8df728873895646508428.pdf>)
- ・ 建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインを踏まえた危険物施設における風水害対策の推進について (令和2年6月19日付け)
(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200619_kiho_jimu1.pdf)
- ・ 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン (国土交通省ホームページ)
(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000132.html)